

平成 28 年 11 月 28 日
行政改革推進会議

平成 28 年秋の年次公開検証の取りまとめ（案）

平成 28 年 11 月 10 日から 12 日まで実施された秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）及び 11 月 5 日に実施された秋の年次公開検証（「大阪レビュー」）の指摘事項について、別添のとおり取りまとめる。

教育①(国立大学改革に対する補助金)

取りまとめ

「国立大学改革強化推進事業」(文部科学省所管事業)

「国立大学改革基盤強化促進事業」(文部科学省所管事業)

- ・ 国立大学法人に移行してから12年、国内外の研究環境、社会環境、経済環境の変化に対応した各国立大学自身の改革は、ここ数年始まってきているが、更なる改革が急務である。
- ・ 国立大学の運営費交付金は減額されているというが、補助金等収入を含む全体の収入は、10年前から1割程度増加している。こうした中で、国費の投入にかかるPDCAサイクルをしっかりと回す必要がある。
- ・ 国立大学に対する国からの支援事業が、研究・教育の質の向上に確実につながるよう、また、納税者である国民への十分な説明責任を果たせるよう、研究・教育の両面において、成果指標の設定の在り方を抜本的に見直し、効果的・効率的な事業とすべきである。
- ・ 各国立大学の中で、ガバナンスやマネジメントの改革を進めるべきである。特に、国立大学改革強化推進事業で行っている人材マネジメント改革については、各国立大学における人事制度の刷新につなげるべきである。

教育②(子供の学習指導)

取りまとめ

「学校を核とした地域力強化プラン」(一部)(文部科学省所管事業)
「補習等のための指導員等派遣事業」(文部科学省所管事業)
「帰国・外国人児童生徒等教育の推進」(一部)(文部科学省所管事業)
「理科教育等設備整備費補助等」(一部)(文部科学省所管事業)

- ・ 教員を補助するサポートスタッフを手当てする事業は、外国人児童生徒の増加など学校を取り巻く状況の変化や、教員に過度の負担が生じているなどの状況に応じて、学校の教育力を向上させること等を目的としており、事業の評価を適切に行うため、それぞれの事業の成果目標を明確に設定すべきである。
- ・ 理科教育等設備整備費補助等においては、理科室で観察や実験を行う授業を週1回程度実施という現在の成果目標を見直し、事業の目的に沿った適切な成果目標を設定すべきである。
- ・ それぞれの事業の間の連携をしっかりと行い、できるだけ節約して重複を排除するとともに、事業間の資金配分については、学校の教育力の向上等の目的を達成するために、最も効率的な形で行われるべきである。
- ・ 事業の学校現場における実態把握が重要であり、実態把握をしたうえでPDCAを回していくべきである。

社会保障(介護納付金)

取りまとめ

「介護納付金負担金等」(厚生労働省所管事業)

- ・ 高齢化に伴い社会保障給付費が増加する中で、社会保障制度の持続可能性を確保するためには、負担と給付の両面にわたる改革に取り組むことが必要である。介護分野については、介護の保険者である市町村の機能の強化・利用者負担の見直し・給付の適正化を含む改革が必要である。
- ・ 全ての国民に関係する社会保障分野の改革については、国民の理解を得るためにも、信頼できるデータ分析に基づく建設的な議論を行うことが必要である。医療分野においては、既にNDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)を活用した分析が徐々に進みつつあり、介護分野においてもデータの整備・分析を一層進めて、医療分野のデータとの連携を含め、データを有効活用した改革に取り組んでいくべきである。
- ・ 介護納付金については、「社会保障改革プログラム法」や「経済・財政再生計画 改革工程表」において、総報酬割の導入に関する指摘がなされていることも踏まえ、負担能力に応じて公平に負担を分かち合う観点から検討すべきである。

女性活躍(働く女性への支援)

取りまとめ

「科学技術に関する人材の養成・活躍促進及び理解増進」(一部)(文部科学省所管事業)

「マザーズハローワーク事業推進費」(厚生労働省所管事業)

「女性医師支援センター事業」(厚生労働省所管事業)

「歯科大学等機能転換・活用促進モデル事業」(一部)(厚生労働省所管事業)

「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」(一部)(厚生労働省所管事業)

「獣医療提供体制整備推進総合対策事業費」(一部)(農林水産省所管事業)

- ・ 女性の再就職・復職をより促進するためには、働く女性の希望に叶うような、仕事と家庭の両立ができる求人を増加させることに重点的に取り組む必要がある。
- ・ マザーズハローワークについては、企業への適切な情報提供、柔軟な働き方に関する企業の意識改革等に取り組み、仕事と家庭の両立ができる求人数を増やしていくべきである。求職者に対しては、より求人情報を探しやすくするため「女性の活躍見える化サイト」との連動や情報の一覧性向上を図り、効果的なマッチングに繋げていくべきである。また、拠点数を効率的に配置するなど、効果的・効率的な事業とすべきである。
- ・ 女性医師・獣医師などの復職支援について、支援メニューが目的に照らして効果的・効率的なものか検討し、具体的な成果が向上するよう、より有効な施策に重点化すべきである。

被災地の観光促進

取りまとめ

「東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業」(復興庁所管事業)

- ・ 「被災地の観光促進」という政策は重要であり、効果的に進めていく必要がある。
- ・ 観光庁及び日本政府観光局(JNTO)においては、被災地の観光に係る現状をしっかりと把握・分析・評価し、外国人観光客の視点も十分に踏まえた上で、より効果的に事業を実施していく必要がある。
- ・ また、被災地の復興に係る定量的な目標について、より具体的なものとするよう改善すべきである。
- ・ さらに、観光資源が何よりも重要であることから、個々の地域が自ら観光資源を作ることによって地域の魅力を再発見するプロセスとなるよう、地域住民との連携・協働に努めるべきである。

強い農業①(規模拡大)

取りまとめ

「農業委員会交付金」(農林水産省所管事業)

「農地中間管理機構による集積・集約化活動」(農林水産省所管事業)

「農地利用最適化交付金」(農林水産省所管事業)

- ・ 平成 35 年度の農地の集積・集約目標(担い手へ全農地面積の8割を集約する)の達成のためには、各地域、各農産物の特徴等に配慮しつつ、各事業の中間的な数値目標を設定して、進捗状況を常に踏まえながら、着実に進めていくべきである。
- ・ 各事業の重複を避け、効率的な事業とすることが必要であり、関係者間の役割分担を踏まえて、効果的な連携の仕組みづくりを急ぐべきである。
- ・ 農地中間管理機構が、農地中間管理権を取得する際に、貸付希望者に対して、借受希望者の特定を条件として求めないことを徹底すべきである。
- ・ 機構集積協力金の申請等の時期については、営農スケジュールに配慮すべきである。
- ・ 農地の集積・集約の事業については、生産コストの削減に直結する農地の集約化が最終目的であるとの視点を持って進めるべきである。

強い農業②(輸出振興)

取りまとめ

- 「食品の品質管理体制強化対策事業」(農林水産省所管事業)
- 「輸出総合サポートプロジェクト事業」(農林水産省所管事業)
- 「輸出に取り組む事業者向け対策事業」(農林水産省所管事業)
- 「輸出環境整備推進委託事業」(農林水産省所管事業)
- 「強い農業づくり交付金」(農林水産省所管事業)
- 「日本発食品安全管理規格策定推進事業」(農林水産省所管事業)

- ・ 地域経済及び日本経済全体の活性化を図るために、農林水産物や食品の輸出を振興することは有意義である。
- ・ 6つの対象事業については、事業毎に適切な成果目標・成果指標(アウトカム)を設定し、各事業の効果を見ながら事業の改善・合理化を行うべきである。
- ・ 食品安全管理規格(HACCP)については、輸出の拡大にとって重要であるため、世界市場動向及び国内現場の具体的な状況を分析し、義務化を前提にして戦略的なロードマップの整備を検討すべきである。
- ・ 世界市場並びに国内の事情も踏まえ、産業構造のバランスを考えながら、農産物、林産物、水産物、加工食品等、個別の具体的かつ効果的な目標の下で、施設整備、安全管理規格整備、各種の障害の排除などを推進していくべきである。また、輸出体制が一定程度確立した段階において、国の関与を終了させることも視野に入れておくべきである。事務手続等の簡素化について引き続き努力すべきである。

成長戦略の推進①(IoT関連事業)

取りまとめ

「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」(総務省所管事業)

「IoTおもてなしクラウド事業」(総務省所管事業)

「IoTテストベッドの整備、IoTサービスの創出支援(IoTサービスの創出支援)」(総務省所管事業)

「IoTサービス創出支援事業」(総務省所管事業)

「IoT推進のための新ビジネス創出基盤整備事業」(経済産業省所管事業)

「IoT推進のための新産業モデル創出基盤整備事業」(経済産業省所管事業)

- ・ IoTを推進していくためには、民間によるチャレンジやイノベーションが重要であり、国は、そのための規制改革に取り組むことが必要である。
- ・ IoTに関するルール作りに当たっては、目的を明確にして、民間を含むステークホルダーと共に取り組むべきである。
- ・ 民間のイノベーションやイニシアティブを促進するため、官民の役割分担の観点から、国は、人材育成を含む環境整備に取り組み、全体として効果的・効率的な事業とすべきである。
- ・ これらの事業については、重複を排除するとともに、縦割りの弊害が生じないように政府全体の司令塔の下で連携して、効果的・効率的に取り組むべきである。
- ・ IoTの推進に当たっては、個人情報情報の取扱いやセキュリティに十分配慮すべきである。

成長戦略の推進②(ベンチャー支援)

取りまとめ

「金融の仲介機能の強化」(金融庁所管事業)

「次世代アントレプレナー育成プログラム」(文部科学省所管事業)

「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」(文部科学省所管事業)

「研究開発型スタートアップ支援事業」(経済産業省所管事業)

「大学の産学連携機能強化事業」(経済産業省所管事業)

「創業・事業再生・事業承継促進支援事業」 うち「創業補助金」(経済産業省所管事業)

「グローバル・ベンチャー・エコシステム連携強化事業」(経済産業省所管事業)

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」 うち「よろず支援拠点事業」(経済産業省所管事業)

「独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金」 うち「相談事業」(経済産業省所管事業)

- ・ベンチャーを育成するためには、引き続き、必要な特許審査体制の整備を行い、審査や権利付与の迅速化を図ることも重要である。
- ・ベンチャーの人材育成については、起業に失敗した人が再チャレンジできることが重要であり、また、ベンチャー支援を行う場合には、長期的な視点に立って、真に効果的な施策に重点化すべきである。
- ・技術開発には長期間かかることを踏まえ、民間からの長期のリスクマネーの供給を促進することが重要である。
- ・ベンチャー支援、産学連携促進のための取組については、関係省庁の縦割りを排除し、日本全体のベンチャー支援のグランドデザインの下で、効果的・効率的に実施すべきである。

国際協力①(無償資金協力)

取りまとめ

「無償資金協力」(外務省所管事業)

「経済協力評価調査」(外務省所管事業)

- ・ 効果的・効率的な ODA(政府開発援助)を実施するために、援助の目的・性質に応じて有償資金協力・無償資金協力・技術協力を適切に実施すべきである。
- ・ 無償資金協力については、真に必要な予算額に絞るとともに、JICA(独立行政法人国際協力機構)や国際機関、NGO等の支出先ごとの配分額や役割分担を明確に整理することで、国民に対して判断材料をより積極的に提供すべきである。
- ・ 無償資金協力における具体的なプロジェクトの発掘・決定・評価については、ODAの目的を達成する観点及び納税者に対する説明責任を果たす観点から公表範囲、手法の拡大を含めて改善すべきである。
- ・ 無償資金協力の成果については、定量的な評価を実施するなど、その後の援助にいかすための PDCA サイクルに関する整備を検討すべきである。

国際協力②(二国間クレジット)

取りまとめ

「二国間クレジット制度(JCM)に係る地球温暖化対策技術の普及等推進事業」(経済産業省所管事業)

「二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業委託費」(経済産業省所管事業)

「二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業(プロジェクト補助)」(環境省所管事業)

「二国間クレジット制度(JCM)基盤整備事業(制度構築・案件形成支援)」(環境省所管事業)

- ・ 経済産業省と環境省の事業の重複を排除するとともに、これまでの事業の成果を踏まえた支援メニューの再考と重点化、さらには窓口を一本化するなど効率的な事業実施体制の確保に取り組むべきである。
- ・ 今後、国による支援は、費用対効果が高く、先駆的な事例や我が国の省エネ技術等の普及にも貢献できるようなものに対して、補助金に依存しない、民間主導のプロジェクトの普及につながっていくものに限定していくべきである。また、本年から地球温暖化対策分野について、1tあたりのCO₂削減コストを行政事業レビューシートに明記するように改善されたところであり、今後、更に計算方法の共通化に取り組むべきである。
- ・ 経済産業省と環境省が実施する温暖化対策事業について、両省間で政策の実現に向けたアプローチを共有し、効率的で効果的な予算となるよう取り組むべきである。

フルコスト分析(旅券関連業務)

取りまとめ

「旅券関連業務」(外務省所管事業)

- ・ 旅券関連業務については、邦人援護等に係るコストと旅券発給に係るコスト双方に関して、予算と実績それぞれの内訳を、国民に対して分かりやすく説明すべきである。
- ・ 旅券の発給業務については、コスト削減に努めるとともに、マイナンバー制度等を活用して、行政コストの削減を図るべきである。

自動車環境基準の審査

取りまとめ

「独立行政法人自動車技術総合機構運営費交付金」(国土交通省所管事業)

「独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費補助金」(国土交通省所管事業)

- ・ 特定の自動車メーカーによる不正事案を契機として、「自動車の型式指定審査におけるメーカーの不正行為を防止するためのタスクフォース 最終とりまとめ」(平成 28 年 9 月 16 日)で取りまとめられた実車の抜き取り等の対策を、不正事案の再発防止に向けて着実に進めていくべきである。
- ・ 自動運転等の自動車技術が急速に発展していく中で、型式指定審査を実施する側の技術も発展させる必要があり、型式指定審査をより合理的・効果的に進めるべきである。

基金に関する事業

取りまとめ

「地域低炭素化出資事業基金」(環境省所管事業)

「地域低炭素投資促進ファンド事業」(環境省所管事業)

「漁業経営セーフティーネット構築等事業基金」(農林水産省所管事業)

「漁業経営セーフティーネット構築等事業」(農林水産省所管事業)

- ・ 地域低炭素化出資事業については、国が実施する根拠、基金方式の必要性を含め、低炭素化を推進する政策の中での意義・位置づけを再整理するとともに、基金の管理費が過大とならないよう、事業内容及び管理運営体制を抜本的に見直すべきである。また、投資案件のモニタリングについても厳正に行うべきである。
- ・ 漁業経営セーフティーネット構築等事業については、合理的な保険事業となっているか、漁業者の経営合理化へのインセンティブとなっているか、事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。
- ・ 両基金について、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画を厳しく再精査し、基金への積み増しは必要最低限とし、余剰資金は国庫返納すべきである。
- ・ 両基金のみならず、公益法人等に造成された全ての基金について、事業見込みが適切に精査されているか等の観点から、早急に再点検を実施し、余剰資金について国庫返納をすべきである。

PFI(実例に即して)

取りまとめ

「民間資金等活用事業調査等に必要な経費」(内閣府所管事業)

「官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進」(国土交通省所管事業)

「官民連携基盤整備推進調査費」(国土交通省所管事業)

「下水道における PPP/PFI の導入に向けた検討経費」(国土交通省所管事業)

「官民連携等基盤強化支援事業」(厚生労働省所管事業)

- ・ 上下水道の PFI 推進に向けて、PFI 事業の採用の背景や PFI 事業を実際に実施する上での課題等について、大阪市の経験を他の自治体とも共有すべきである。
- ・ 「PPP/PFI 推進アクションプラン」(平成 28 年 5 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定)における数値目標達成に向け、最大限努力すべきである。
- ・ 民間事業者が上下水道の PFI 事業に参入するために、メリットやリスクを把握できるよう、自治体において、上下水道で財務や経営に関する「見える化」を進めるべきである。
- ・ 上下水道の中・長期的な採算性の改善については広域化が必要となる自治体が存在するので、広域化が進んでいない自治体における上下水道の処理施設・浄水施設の改築に対する補助等については、広域化の検討を行うことを要件とすべきである。

住宅セーフティネット

取りまとめ

「公的賃貸住宅の管理等」(国土交通省所管事業)

「重層的住宅セーフティネット構築支援事業」(国土交通省所管事業)

「スマートウェルネス住宅等推進事業」(国土交通省所管事業)

「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」(国土交通省所管事業)

「社会資本整備総合交付金」(国土交通省所管事業)

- ・ 今後の住宅セーフティネットの推進に当たっては、既存の社会保障制度との役割分担を明確にしていく必要がある。
- ・ 若年世帯、子育て世帯を含めた住宅確保要配慮者に対し、より効果的に、よりニーズに合った住宅支援となるよう、支援メニューの内容を見直し、重点化を図るべきである。
- ・ 住宅改修への支援については、真に住宅確保要配慮者が必要とするものに限定すべきである。
- ・ 居住支援協議会については、市町村レベルでよりきめ細やかに対応できるよう、住宅情報の発信や住宅確保要配慮者に対する住宅の紹介等のマッチング機能に重点を置き、機能強化をしていくべきである。